

地震に対する被害防止のための東海四県金融機関相互扶助制度 (覚書)

(名称)

第1条 本制度の名称を「地震に対する被害防止のための東海四県金融機関相互扶助制度」と称する。

(目的)

第2条 本制度は、地震に対し、東海四県の金融機関が相互扶助の精神と信義に則り、地震による被害を防止するため金融機関店舗外において業務に従事中、地震に遭遇した場合などの金融機関相互の扶助制度を確立することを目的とする。

(取扱い金融機関)

第3条 本制度を取扱う金融機関は、本覚書及び取扱規約を承諾した金融機関とする。本取扱い金融機関には、金融機関店舗外において、金融機関の補助的業務を営む関連会社（原則100%出資子会社）を含める。

(本制度の取扱う業務)

第4条 本制度を取扱う金融機関の行職員が店舗外において業務に従事中、地震に遭遇した場合など、地震による被害を防止するため、金融機関相互に次により対処する。

1. 人身保護
2. 現金の寄託、受託
3. 重要物品の寄託、受託
4. 行用車、営業用車輛、メールカーの寄託、受託
5. 行職員の原店との連絡手段の提供

(現金、重要物品の保管及び事故責任)

第5条 他の金融機関より、現金、重要物品の寄託を受けた受託金融機関は、返戻までの間、保管する。預り物品に事故が生じた場合は、当該金融機関相互に話し合い解決する。ただし、車輛については、保管責任を負わない。

(本制度の地震災害発生時の対応の適用範囲)

第6条 本制度は、東海地震のほか局地的地震、突発的地震等が発生した場合適用する。また、東海地震防災対策強化地域の「注意情報」及び「警戒宣言」が発令された場合も適用する。その運用は、各金融機関の自主的判断による。また、受託金融機関が避難を優先すべき場合や受託するに危険であると判断される場合などは、対処できないこともあり得ることもお互いに了承しておく。

(本制度運用の規約)

第7条 本制度運用の取扱規約は、別に定める。

(本覚書の締結)

第8条 本覚書は、金融機関を代表する団体の間で、取交わすものとする。各金融機関は、その所属する団体に本制度を取扱う旨の承諾書を提出する。

1. 本覚書を締結する金融団体は、次の団体とする。

東海四県に本店を有する金融機関は、各本店の所属する金融団体に承諾書を提出する。

東海四県に支店のみを有する金融機関は、原則、各県に所在する支店の所属する金融団体に代表店が承諾書を提出する。ただし、東海四県内の支店を適宜まとめて提出することも妨げない。

【金融団体名】

一般社団法人名古屋銀行協会	一般財団法人静岡県銀行協会
一般社団法人岐阜銀行協会	大垣銀行協会
一般社団法人津銀行協会	一般社団法人四日市銀行協会
一般社団法人東海地区信用金庫協会	一般社団法人東海信用組合協会
全国信用協同組合連合会	
愛知県信用農業協同組合連合会	静岡県信用農業協同組合連合会
岐阜県信用農業協同組合連合会	三重県信用農業協同組合連合会
東日本信用漁業協同組合連合会	

2. 金融団体に所属しない金融機関は、原則、各県に所在する金融団体に代表店が承諾書を提出する。ただし、東海四県内の支店を適宜まとめて提出することも妨げない

(提出先金融団体)

各県銀行協会	東海労働金庫
各県銀行協会	商工組合中央金庫
各県銀行協会	農林中央金庫
各県銀行協会	信金中央金庫
一般社団法人名古屋銀行協会	全国信用協同組合連合会
一般財団法人静岡県銀行協会	静岡県労働金庫
一般財団法人静岡県銀行協会	横浜幸銀信用組合
一般社団法人津銀行協会	南都銀行
一般社団法人津銀行協会	新宮信用金庫

(本覚書の変更)

第9条 本覚書を変更する場合は、各金融機関を代表する団体の間で協議し決定する。

(本制度の取扱開始時期)

第10条 本制度は、平成17年2月1日より取扱いを開始する。

地震に対する被害防止のための東海四県金融機関相互扶助制度 (取扱規約)

1. 本制度の運用は、覚書第7条により、この取扱規約に定めるところによる。
2. 本制度を取扱う金融機関の行職員が、店舗外において業務に従事中、地震に遭遇した場合、またはその危険が予想される場合、地震による被害を防止するため受託金融機関に覚書第4条1～5号の対応を求める場合は、勤務先を証明できるもの（名刺・自動車運転免許証、行職員であることを証明するもの）を提示する。
3. 現金、重要物品、車輛を寄託する場合は、受託金融機関に対し、寄託依頼書（様式扶1）を提出する。
受託金融機関は、寄託金融機関に対し、預り証（様式扶2）を発行する。
預り証は、受託金融機関店舗代表者が記名捺印する。
但し、緊急時については両者の話し合いで、別の方法（様式）をとることも可とする。
4. 寄託物は、寄託金融機関が袋（適宜、封緘できるもの）に封入し、封印のうえ、袋単位で寄託する。（内容物の確認は任意）封緘物には、寄託日時、寄託金融機関名を表示する。
5. 寄託金融機関は、預り物品の返戻を受ける場合は、寄託物品受取書（様式扶3）に、寄託金融機関店舗代表者が記名捺印し、受託金融機関に提出する。
6. 本制度参加金融機関は店舗内に諸様式一式を常備するが、本制度利用可能性のある店舗外業務従事者も、必要書類一式を携帯することが望ましい。

以上

この文章は、平成17年1月13日付締結の覚書に、団体名称の変更等を加え修正したものです。